

個人情報の取扱いに関する覚書

No.

●●（以下「甲」といいます。）と●●（以下「乙」といいます。）は、個人情報の取扱いに関して次のとおり覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結します。

第1条 （目的）

本覚書は、甲乙間の取引の検討またはその実施（以下「本目的」といいます。）のために、開示を受けて受領した個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する基本事項を定めるものです。

第2条 （定義）

本覚書における語句の定義は以下の各号のとおりとします。

（1） 従業者

自社の組織内にあって、直接的または間接的に、自社の指揮監督を受けて業務に従事するものをいい、具体的には、正社員、契約社員、パート社員、アルバイト社員、嘱託社員、派遣社員を指します。

（2） 個人情報

甲または乙の従業者および顧客（以下単に「個人」といいます。）に関する情報であって、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、メールアドレス等その他の記述（文書、図画もしくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）をいいます）により特定の個人を識別できるもの
（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）。

② 個人識別符号が含まれるもの

（3） 個人識別符号

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に定めるもの

（4） 関連会社

甲または乙の過半数の株式または持分を保有し、または保有される関係にある会社

第3条 （情報の取扱範囲）

1. 甲および乙は、本目的のために相手方から開示され、知った個人情報について、相手方の事前の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならず、また本目的のために必要最小限の範囲を超えて、複写、複製、加工し、アクセスし、または使用してはならないものとします。
2. 関連会社は、前項の第三者に該当せず、本目的の範囲内において、甲および乙は、自らの関連会社に個人情報を開示し利用させることができるものとします。ただし、甲および乙は、自らの関連会社に対して、本覚書と同等以上の義務を負わせるものとし、当該関連会社と連帯してその責めを負うものとします。

第4条 （善管注意義務・情報の保護）

甲および乙は前条を履行するにあたり、以下の各号の規定を遵守するものとします。

- (1) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- (2) 本目的の遂行にあたり、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を取り扱うものとします。
- (3) 個人情報を含む書類またはデータについて、破損・紛失のないよう取扱いに十分注意し、当該データへの不正なアクセス、個人情報の改ざん、漏洩、流出、盗用、滅失または毀損等の危険を防止し、安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じなければならないものとします。

第5条 （従業員の監督）

甲および乙は、従業員に、業務で相手方より開示された個人情報を取り扱わせるにあたっては、通信の秘密、プライバシー保護等にかかる事項について、関係法令および関係規定等を併せて遵守させ、個人情報の安全管理をはかるために、当該従業員に対し必要かつ適切な監督を行うものとします。

第6条 （再委託の制限）

甲および乙は、事前に相手方の書面または電子メールによる承諾を得たうえで、本目的のために個人情報を含む業務の全部または一部を協力会社に再委託する（以下当該協力会社を「再委託先」といいます。）ことができるものとします。その際、再委託先に対し、本覚書に定める義務と同等の義務を負わせるとともに、個人情報の安全管理を図るために必要かつ適切な監督を行うものとし、再委託先の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。

第7条 （報告および改善の指示）

1. 甲および乙は、個人情報の取扱状況および前条に定める再委託先の管理監督状況を調査するために必要な限度において、相手方に対し、口頭もしくは書面による報告、資料の提出を求めることができるものとします。
2. 前項の報告、資料の提出を受けて、個人情報の取扱状況または管理監督状況に疑義が生じた場合、事前に相手方の承諾を得たうえで、相手方の業務に支障をきたさないよう配慮して、個人情報を管理している事業所または施設等への立ち入り監査を求めることができるものとします。相手方は、正当な理由なくかかる監査の申し出を拒むことができないものとします。
3. 甲および乙は、前各項による報告、資料の提出または立ち入り監査の結果、個人情報の保護管理が充分に図られていないと認めたときは、相手方に対し、改善を指示することができるものとします。

第8条 （業務終了後の措置）

1. 甲および乙は、本目的にかかる業務が終了した場合、および個人情報が不要となった場合、または相手方からの要求があった場合には、すみやかに個人情報を消去または廃棄するか、または相手方に返還するものとします。
2. 相手方に個人情報を返還しない場合、自己の責任において、個人情報を含む電子データは復元できない方法により消去するものとし、個人情報が記載されたファイルまたは個人情報書類等の紙媒体は、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならないものとします。
3. 本目的にかかる業務が終了したにもかかわらず、個人情報を引き続き保持すべき事情がある場合は、その対象となる個人情報を甲乙間で確認のうえ、対応を決定するものとします。

第9条 （事故発生時の責任）

甲および乙は、自己または再委託先において相手方から開示された個人情報を漏洩、流出、盗用、紛失

する等の事故発生の実、または発生のおれがあると認められるときは、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大および再発を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。

第10条（損害賠償）

甲および乙は、相手方または再委託先の責に帰すべき事由により前条の事故が発生した場合、相手方または再委託先が本覚書に違反した場合、相手方に対し、当該事故または違反により生じた損害について損害賠償請求することができるものとします。

第11条（準拠法、管轄裁判所）

本覚書は日本国法に準拠し、同法にしたがって解釈されます。本覚書に関し、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（規定外事項）

1. 本覚書は、甲乙間の本目的に関する他の個人情報保護にかかわる合意に優先するものとします。
2. 本覚書に定めなき事項または本覚書の履行に際し疑義が生じた場合には、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

上記契約の証として、本覚書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。ただし、本覚書を電磁的に作成し、双方合意を証する電磁的措置を執ったうえで、これを保管する方法に代えることができるものとします。

甲：

乙：